

助産所とうみ業務継続計画



令和7年2月作成

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 業務継続計画に係る基本事項 | 1 |
| 第1節 業務継続計画とは | 1 |
| 第2節 業務継続計画策定の目的 | 1 |
| 第3節 業務継続計画の効果 | 1 |
| 第4節 業務継続計画の発動と期間 | 3 |
| 第2章 業務継続計画の基本方針 | 4 |
| 第3章 前提となる災害事象と被害想定 | 5 |
| 第1節 想定される災害事象の選定と被害想定 | 5 |
| 第2節 「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」地震の想定規模 | 5 |
| 第3節 東御市における建物や人的被害等の被害想定 | 5 |
| 第4節 地震発生による助産所機能への被害想定 | 6 |
| 第5節 大雨や台風などによる洪水発生による助産所機能への被害想定 | 7 |
| 第6節 土砂災害による助産所機能への被害想定 | 7 |
| 第7節 その他の自然災害による助産所機能への被害想定 | 8 |
| 第8節 火災発生による助産所機能への被害想定 | 8 |
| 第9節 その他の災害等による助産所機能への被害想定 | 9 |
| 第4章 業務継続計画の実施体制 | 10 |
| 第1節 業務継続計画の発動と解除 | 10 |
| 第2節 所長が不在の場合の職務の代行順位 | 10 |
| 第5章 実施すべき非常時優先業務 | 11 |
| 第1節 非常時優先業務職務の概要 | 11 |
| 第2節 目標の設定 | 12 |
| 第6章 人的資源に関する課題と対策 | 14 |
| 第1節 初動体制の確保 | 14 |
| 第2節 体制別の職員配備 | 14 |
| 第3節 参集できる職員数算出のための想定 | 15 |
| 第4節 参集可能職員数の算出方法 | 16 |
| 第5節 職員の参集 | 16 |

| | | |
|------------|----------------------|-----------|
| 第6節 | 職員参集の課題 | 17 |
| 第7節 | 緊急連絡網の整備 | 17 |
| 第7章 | 業務継続力向上のための対策 | 18 |
| 第1節 | 災害対策 | 18 |
| 第2節 | 業務遂行のための環境整備 | 18 |
| 第3節 | 執務環境について | 20 |
| 第8章 | 非常時優先業務 | 22 |

第1章 業務継続計画に係る基本事項

第1節 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大規模災害発生時に助産所とうみ（以下「助産所」という。）自体も被災し、人、物、情報等限られた制約の状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、助産所内における命令系統、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、限られた条件の中で効率的な業務執行を行うことを目的とした計画である。

第2節 業務継続計画策定の目的

助産所の災害対応を定めた計画としては「助産所とうみ災害対応マニュアル」（以下「災害対応マニュアル」という。）があり、災害発生時の応急対応などを定めているが、「助産所とうみ業務継続計画」（以下「業務継続計画」という。）は、助産所が被災し資源の制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保し、分娩体制の維持を図るためのものである。

助産所における業務継続計画は、「東御市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）の被害想定を基に助産所の被災を想定、その中で助産所機能の損失をできるだけ少なくし、妊産褥婦に対する継続的な分娩体制を維持することを目的とする。

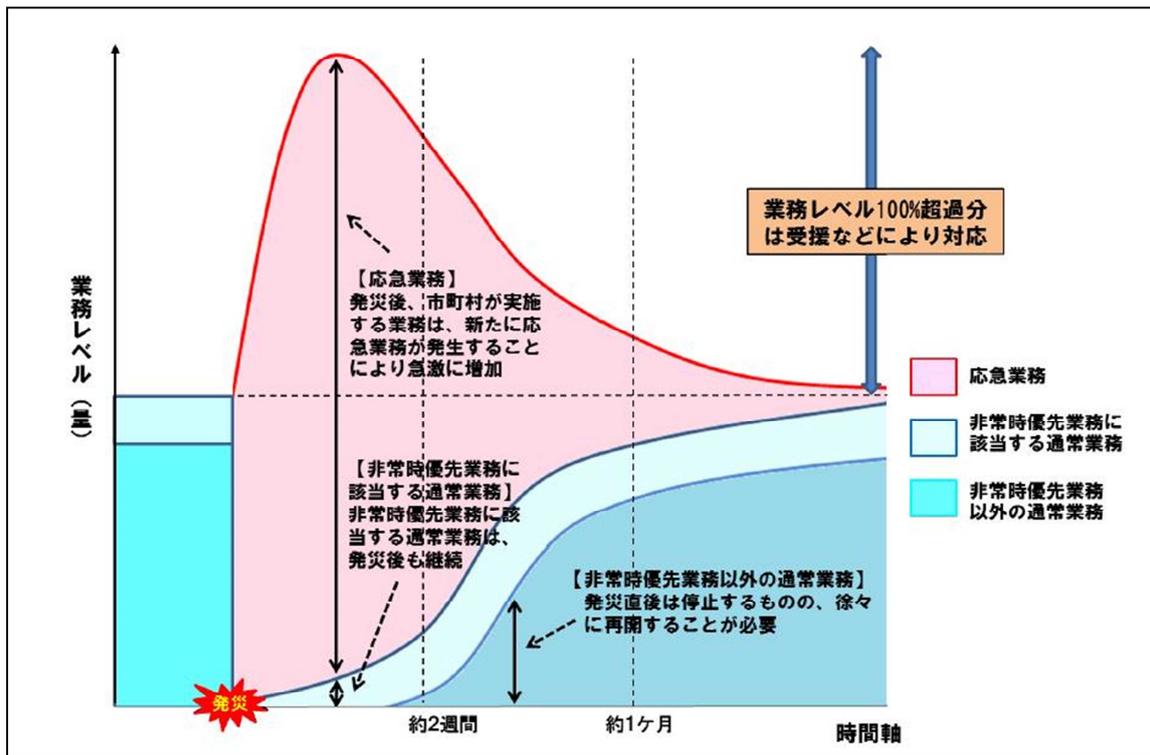
第3節 業務継続計画の効果

災害発生時には、災害による被害状況の確認や職員や入所者の安否確認などの応急対応業務が発生し（図1）、それらを限られた人員や物資で迅速かつ的確に処理しなければならない。

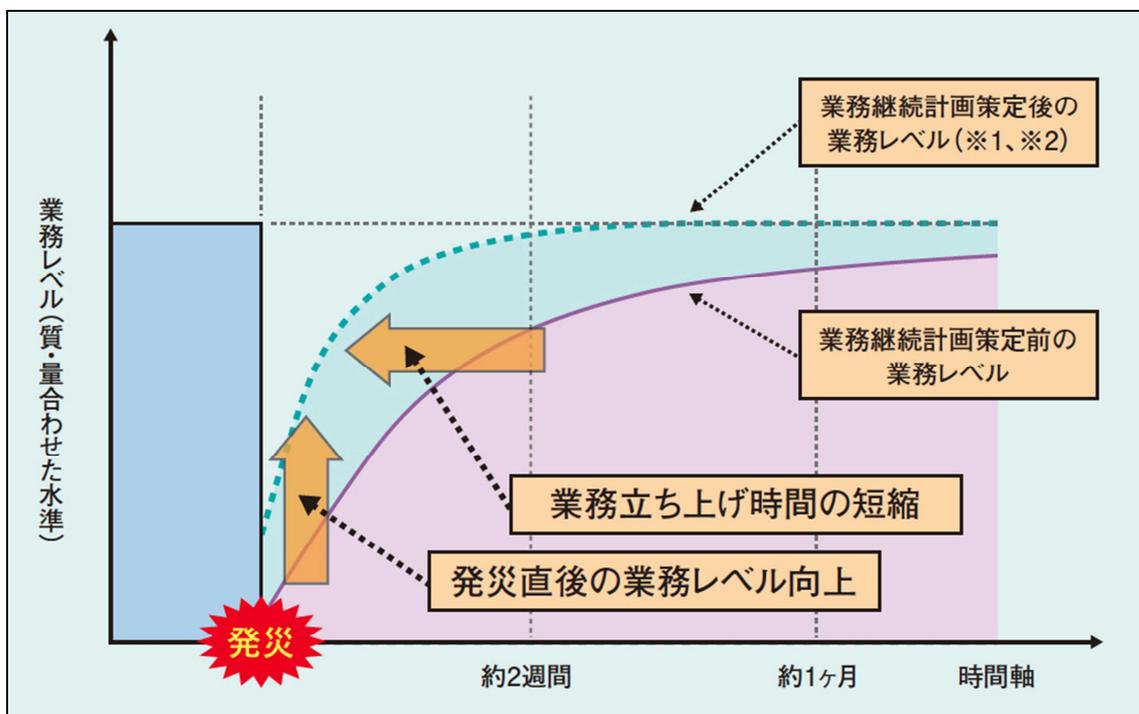
業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、「災害対応マニュアル」では必ずしも明らかでなかった「助産所も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で助産所が機能不全になることを避け、早期に業務を実施できるようになる（図2）。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。



(図1) 発災後に市町村が実施する業務の推移 (※市業務継続計画から抜粋。)



(図2) 業務継続計画の作成に伴う効果の模式図 (※市業務継続計画から抜粋。)

- ※1 業務継続計画の作成により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

第4節 業務継続計画の発動と期間

「業務継続計画」は、「地域防災計画」で想定されている被害と同等の被害が見込まれる災害が発生し、東御市民病院災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合に、災害対策本部の宣言により発動する。

対象期間は発動の日から一か月を原則としますが、各業務の進捗状況を災害対策本部が確認し解除の宣言を行う（「第4章 業務継続計画の実施体制 第1節 業務継続計画の発動と解除」参照）。

第2章 業務継続計画の基本方針

大規模災害発生時に助産所としての責務を全職員が共有するため、以下に示す基本方針に基づき業務継続を図る。

1 妊産褥婦及び職員の生命・身体の保護

災害発生時、入所者及び職員の生命・身体を保護し、被害を最小限にとどめるため「災害対応マニュアル」に基づいた対応を行う。

2 助産所機能の維持

助産所は地域唯一の分娩施設であり、出産だけでなく産前産後ケアの拠点としての役割があるため、災害発生時においても最低限の機能は継続できるようにする。

3 指揮・命令体制の確立

指揮系統を明文化させ災害発生時の混乱を避ける。

所長不在の場合の職務代行順位を事前に明文化させ、所長不在の場合でも非常時優先業務が継続できるような体制を作る。

4 非常時優先業務の遂行

大規模災害発生時には、災害応急対策業務を含む非常時優先業務を遂行する。

人員や資源が限られてしまうことから、分娩・産前産後ケア、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は休止・縮小する。

5 災害時でも対応できるスキルの習得

災害の発生や長期化に伴い、避難所や住宅での分娩や産前産後ケアなど必要になる可能性もあるため、分娩介助についての知識や技術の向上に努める。

第3章 前提となる災害事象と被害想定

第1節 想定される災害事象の選定と被害想定

想定される災害事象を選定するに当たり、一般的にインフラに大きな影響を及ぼすのは人的災害より自然災害である。

その中でも災害リスクとして大きいのは地震であるため、本計画の災害時優先順位の決定に当たっては、「地域防災計画」で想定されている「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」地震を選定し、庁舎等の被害状況を想定した。

第2節 「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」地震の想定規模

「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」を震源とする地震の想定される規模は次のとおり。

| | |
|-------|-------------|
| 発生時期 | 冬の平日 午後7時 |
| 地震の規模 | マグニチュード 8.0 |
| 市内の震度 | 市内全域 最大震度6弱 |

第3節 東御市における建物や人的被害等の被害想定

前提とする「糸魚川－静岡線（全体）」を震源とする地震が発生した場合の市内における建物被害、人的被害、ライフラインの被害想定は、「長野県地震被害想定調査報告書」（平成27年3月）から次のとおり。

（1）建物被害想定

| 全壊棟数（揺れ） | 半壊棟数（揺れ） | 全壊棟数（土砂災害） | 半壊棟数（土砂災害） |
|----------|----------|------------|------------|
| 10棟 | 270棟 | 10棟 | 30棟 |

①市内では木造建物の倒壊等が見られる。

②東御市民病院（以下「市民病院」と言う。）を含む東御市の公共施設は、耐震補強改修が完了していることから構造上の被害は発生しないものとする。

（2）出火・延焼被害想定

| 出火件数 | 焼失棟数 |
|------|------|
| 0件 | 0棟 |

（3）人的被害想定

| 死者数 | 重傷者数 | 軽傷者数 | 避難者数 |
|-----|------|------|--------|
| わずか | 20人 | 50人 | 1,260人 |

(4) ライフラインの被害想定

| 上水道 | 下水道 | 都市ガス | 停電 |
|----------|----------|------|---------|
| 18,640 人 | 17,100 人 | 0 軒 | 8,640 軒 |

- ①電力は、半数程度の復旧に3日間程度を要する。
- ②電話は、1週間程度繋がりにくくなる。
- ③上水道の半数程度の復旧に1週間程度を要し、下水道は当面の間復旧の見通しがたたない。

(5) 交通機能障害

- ①通行障害が発生。
- ②山間部の道路が通行困難となり、孤立地域が発生。
- ③鉄道等の公共交通機関は当面の間運休。

第4節 地震発生による助産所機能への被害想定

1 助産所の耐震化の状況

当院は平成22年4月に新築され耐震性能については新耐震基準に適合している。ただし棚等の什器や検査機器等の転倒、割れたガラスの飛散等により一部業務に影響を及ぼす可能性がある。

2 想定される施設等の被害

助産所の建物倒壊危険や施設内の被害、ライフライン等の被害発生に関する想定は、次のとおり。

なお想定される災害事象は「**本章 第2節 「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」の想定規模**」による。

| | |
|-------|---|
| 開設 | 平成22年4月22日 |
| 構造、規模 | 木造、地上2階建 延面積： 562.71 m ² |
| 建物被害 | 倒壊の危険性は低いが、窓ガラスの破損の可能性ある 土石流や洪水発生時は2階避難でも被災危険が高い |
| 執務環境 | 未固定の什器等の転倒や、落下が発生 一部医療機器は転倒・落下等による破損のため使用できなくなる可能性 |
| 電力 | 災害発生直後は断線等により電力供給が中断する可能性 |
| コンセント | 非常用発電機から電力が供給されている赤色コンセント（100V）のみ使用可能 |
| 照明 | 停電が発生した場合も非常用発電機により一部使用可能 |
| 電話 | 停電とともに使用不可、電気復旧後も、輻輳により繋がりにくい期間が続く |

| | |
|--------|--|
| ガ ス | 利用なし |
| 上水道 | 断水により使用不可（1週間） 断水時は、市民病院の受水槽 2 基（30t+39t）使用可能 |
| 下水道 | 使用不可、復旧まで 30 日程度 |
| ネットワーク | 非常用発電機から電力が供給されている施設のネットワークのみ使用可能 |

第5節 大雨や台風などによる洪水発生による助産所機能への被害想定

1 助産所立地場所における危険状況

「東御市避難所・災害ハザードマップ」（令和4年3月改正）において、助産所の立地場所は洪水が発生した場合浸水深 3.0～5.0m（助産所1階）の浸水が想定されている。

しかし、地形的に南面は一段下になっていることから雨水が敷地内で滞留することは考えられず、1階部への浸水についても数センチメートル程度と見込まれる。

2 想定される洪水発生時の業務継続について

事前に建物北側や西側へ土のう等による浸水防止措置が図れ、建物が2階建てであることから垂直避難も可能である。

しかし、建物が所沢川に面しており、所沢川が増水した場合には護岸の崩壊危険があるため、災害対策本部と協議し早めの市民病院への立ち退き避難を行う。

その場合、助産所での業務の継続は不可能になる可能性が高い。

第6節 土砂災害による助産所機能への被害想定

1 助産所立地場所における危険状況

「東御市避難所・災害ハザードマップ」において、助産所の立地場所は土石流災害警戒区域（2区域）に指定されている。

しかし、二つの警戒区域の中に位置しているものの、土石流のかなりの量が上信越自動車道で一度堰き止められ、そこから隧道を通過して南に流れることから、急激な勢いで瞬時に建物に押し寄せ、建物全体が流されることは考えられない。

2 想定される土石流発生時の業務継続について

土砂災害発生時の避難は原則立ち退き避難であり、助産所施設も木造であることから、土砂災害発生時の業務継続は不可能である。

土砂災害発生の危険が高くなった場合は、入所者を早期に退所させるか、市民病院への避難を開始する。

第7節 その他の自然災害による助産所機能への被害想定

1 大雪における影響について

大雪による助産所への直接的な被害は考えられないものの、交通網の寸断等により特に市外在住の職員が出勤できない事態が発生したり、妊産褥婦が来所、退所できない事態が想定される。

2 台風接近について

台風は勢力や予想進路等が事前に公表されるため、特に休日や夜間は所長と夜勤職員との連絡を密にとりながら早めの対応をする。

大雨等による浸水や土石流の危険も高くなることから、避難に関しては2階への避難はせずに早めに市民病院に避難する。

3 南海トラフ地震の影響について

南海トラフ地震について、「長野県地震被害想定調査報告書」では、助産所への直接的な被害は大きくないと考えられる。

ただし、南海トラフ地震が発生し浜岡原子力発電所に被害が及んだ場合、静岡県が作成した「浜岡原子力災害広域避難計画」では牧之原市の避難先2に東御市も指定されており、その場合東御中央公園が避難者の避難中継所になっていることから、助産所周辺の道路の混雑や、避難者の中の妊産褥婦への支援が必要になることも想定される。

市や災害対策本部などからの情報を収集しながら対応を検討する。

4 浅間山の大規模噴火による影響について

浅間山火山防災協議会の作成した「浅間山火山防災マップ」(平成30年3月作成)における大規模火山噴火の影響について、助産所の立地場所では「降下火砕物(降灰)が30cm以上積もる恐れのある範囲」の想定がされているが、直接的な助産所への被害や、業務への影響は考えられない。

第8節 火災発生による助産所機能への被害想定

人的災害の中でも火災の発生確率は高い。

建物の構造が木造であり、初期消火に失敗すると延焼拡大も考えられ、小規模な火災でも発生した煙等で人的な被害発生危険がある。

そのため、火災発生時はまず入所者の避難を優先させ、特に2階からの逃げ遅れのないように迅速に屋外への避難誘導を行う。

また、失火により社会的な信用の低下など業務への影響は大きいため、平時から消防

計画に基づいた年二回の消防訓練を市民病院と合同で実施し、職員の防火意識の高揚を図り、火災発生時には迅速な避難誘導や初期消火ができるよう組織強化を行う。

第9節 その他の災害等による助産所機能への被害想定

1 感染症蔓延について

助産所内での大規模な感染症発生時の対応については、「東御市民病院感染対策マニュアル」（令和元年9月作成）に示された対応手順に従って行動する。

職員の感染拡大の場合は、業務継続計画に基づいた一部業務の休止等を検討する。

2 災害によるインフラ被害について

地震や風水害による停電、水道や下水道の途絶、道路の損壊等の被害が発生した場合、通常の助産所業務の継続が難しくなるため、災害対策本部で業務継続を検討する。

3 その他の人的災害について

社会情勢の変化により、テロや爆発事故などの人的災害も考えられるが具体的な被害想定を算出することは難しいため、本業務継続計画での被害対象から外す。

万が一このような事態が発生した場合は、「東御市国民保護計画」（平成31年2月改正）に基づいて、患者及び職員の安全を最優先に対応することとする。

4 その他の災害について

その他、業務継続に影響がでるような事態が発生した場合は、速やかに市民病院の災害対策本部と連絡を取りながら業務の継続を検討する。

第4章 業務継続計画の実施体制

第1節 業務継続計画の発動と解除

1 発動の要件

「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」を震源とした大規模地震や大雨などによる洪水や土砂災害等の発生により、当院に甚大な被害が生じ、通常診療の継続が困難になった場合や、市内の被害により大多数の傷病者の発生が見込まれる場合、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が本計画を発動する。

2 業務継続計画の解除

助産所における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、安定的な分娩業務の継続が可能となった時点で、本部長が本計画の解除を宣言する。

第2節 所長が不在の場合の職務の代行順位

大規模災害発生の緊急時においても業務を適切に継続するため、必要資源の確保などとともに、指揮命令系統の確立も重要となるため、業務に関して組織上位者の意思決定が迅速・確実に伝わるよう、所長不在の場合の必要な意思決定と職務代行者についてあらかじめ定めておく。

所長不在時の職務代行順位

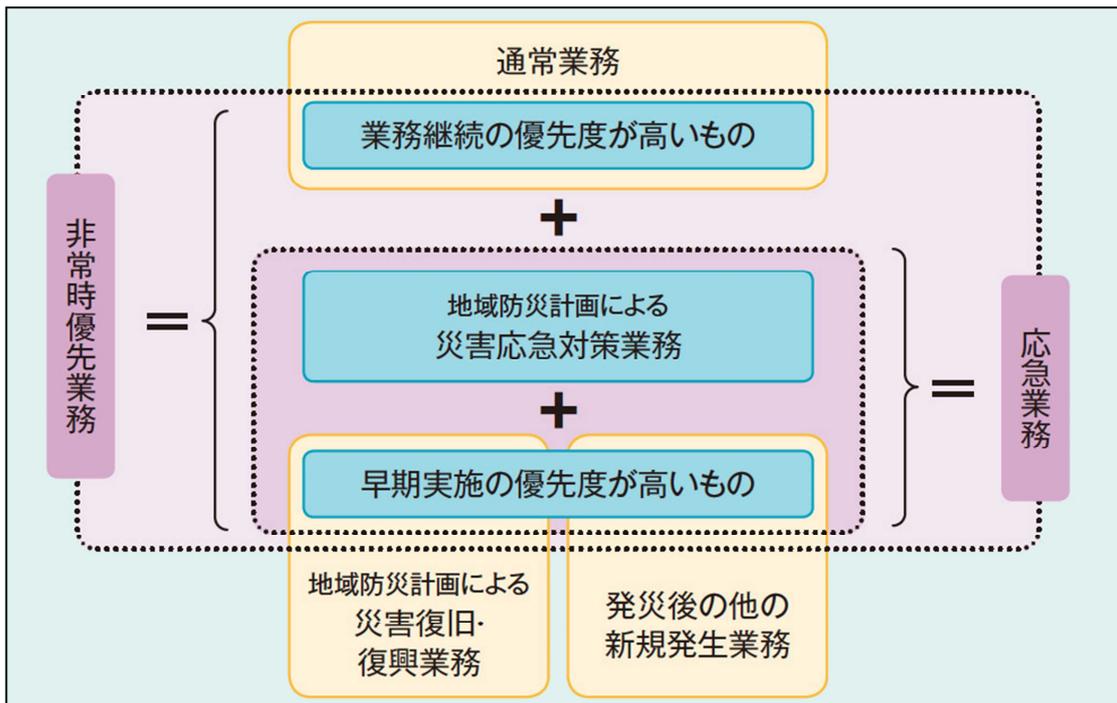
| 職務代行者の対象 | 職務代行の順位 | | |
|----------|---------|------|------|
| | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
| 所長 | 副所長 | 助産師 | — |

第5章 実施すべき非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の概要

1 非常時優先業務とは

本計画において、非常時優先業務とは、災害発生時に分娩施設としての妊産褥婦や新生児に対す支援を中心にした災害応急対策業務と、通常業務のうち災害発生時にも継続又は強化する必要がある業務（以下「一般重要継続業務」という。）とする。



(図3) 非常時優先業務のイメージ (※市業務継続計画から抜粋。)

2 非常時優先業務の基本的な考え方

- (1) 災害発生時には、入所者の生命を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とし、災害応急対策業務を最優先に実施する。
- (2) 災害応急対策業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、災害応急対策業務以外の通常業務については一旦停止する。
- (3) 一般重要継続業務については、災害応急対策業務に影響を与えない範囲で行う。

〔非常時優先業務の対象範囲〕

| 業務区分 | | 内容 | |
|------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 非常時優先業務 | 災害応急対策業務 | 初動対策業務 | 災害発生後3時間以内を実施する業務 |
| | | 応急対策業務 | 災害発生後3日以内を実施する業務 |
| | 一般重要継続業務 (通常業務) | 継続業務 | 通常時と同様に継続する業務 |
| | | 縮小業務 | 他の業務を優先するため縮小する業務 |
| 休止業務(通常業務) | | 他の業務を優先するため休止する業務 | |

第2節 目標の設定

1 対象時期

災害発生直後から被災した妊産褥婦の来院や資源の不足などにより混乱する応急対応期を経て徐々に復旧し、概ね通常体制への移行に向けた目途が立つまでの期間を1ヶ月と想定し、災害発生から1ヶ月間に優先的に実施すべき業務を「助産所における非常時優先業務」として対象化している。

2 目標時間の設定

選定された非常時優先業務について、緊急性や重要性を考慮し、業務の継続又は早期復旧・開始に向けた「業務開始目標時間」を設定する。

3 非常時優先業務の選定及び業務開始目標時間の設定

| 業務開始目標時間 | 該当する業務の考え方 | 主要な非常時優先業務 |
|----------|---------------------------|--|
| ① 3時間以内 | ア. 被災状況の把握 イ. 災害への初期対応 | ア. 助産所内の被害の把握(情報収集、報告) イ. 災害に対する初期対応(消火、入所者の安全確認、避難誘導、水損防止など) ウ. 災害情報の収集(災害対策本部との情報共有) |
| ② 1日以内 | ア. 業務継続の検討 | ア. 職員の緊急招集 イ. 業務継続計画による一部業務の休止 ウ. 入所者の帰宅、他医療機関への紹介 |

| | | |
|---------|----------------------|--|
| ③ 3日以内 | ア. 中長期的な勤務体制の見直し | ア. ベッドコントロール（増床、帰宅、転院） イ. 勤務体制の再構築 ウ. 近隣医療機関との連絡調整 エ. 損傷した機器の復旧 |
| ④ 1週間以内 | ア. 被災者支援 イ. 分娩の再開 | ア. 避難所への医療支援 イ. 助産所での分娩介助の再開 |
| ⑤ 2週間以内 | ア. 通常診療体制への移行 | ア. 休止業務の段階的再開 |
| ⑥ 1ヶ月以内 | ア. その他の業務の再開 | ア. すべての休止した業務の再開 |

4 非常時優先業務の選定

「本章 第2節 3 非常時優先業務の選定及び業務開始目標時間の設定」の分類に基づき、非常時優先業務を選定した。

助産所の非常時優先業務（災害応急対策業務、一般重要継続業務）は、「第8章 非常時優先業務一覧」のとおり。

非常時優先業務は、毎年度当初に見直しを行う。

第6章 人的資源に関する課題と対策

第1節 初動体制の確保

災害発生直後における非常時優先業務について、迅速な立ち上げを行うため、平時から災害発生時の参集可能職員を把握し、それに基づいた初動体制の構築ができるようにする。

第2節 体制別の職員配備

職員の参集については、「地域防災計画 震災対策編 第3章災害応急対策計画第2節第3活動の内容」の活動体制と、災害対策本部が定める災害レベルを基に作成した。

・ 職員の参集基準 （「東御市民病院災害対応マニュアル」から）

| 体制 (災害レベル) | 設置及び参集基準 | 職員配備体制 |
|----------------|---|--|
| 事前体制 (レベル0) | ア. 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、大雪、 暴風、暴風雪注意報発表時 イ. その他院長が必要と認めた時 | ア. 部長職（災害対策本部員）は自宅待機 イ. 庶務係、医事係は自宅待機 |
| 一次体制 (レベル0) | ア. 市内に震度3の地震が発生した場合 イ. 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、大雪、 暴風、暴風雪警報発表時 ウ. その他院長が必要と認めた時 | ア. 部長職以上の参集 イ. 庶務係、医事係の参集 ウ. 科長職以上は自宅待機 |
| 二次体制 (レベル1) | ア. 市内に震度4及び5弱の地震が発生した場合 イ. 土砂災害警戒情報が発表された場合 ウ. 市民に対し「警戒レベル3高齢者等避難」 発令中 エ. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）または 巨大地震注意発表時 オ. 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「緊急事態」が 発生した場合 カ. 住家被害が想定される災害発生時、院長が 各科の連携が必要と認めた時 | ア. 科長職以上の参集 イ. 正職員は自宅待機 ウ. 病棟科、外来科、薬剤科、放射線科、 検査科、臨床工学科、地域連携室で、 科長が必要と認めた正職員及び会計 年度任用職員の参集 |

| | | |
|------------------------|---|--|
| <p>三次体制 (レベル2)</p> | <p>ア. 市内に震度5強の地震が発生した場合 イ. 顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ウ. 市民に対し「警戒レベル4避難指示」発令時 エ. 噴火速報発表時 オ. 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「敷地内緊急事態」が発生した場合 カ. 全部署での対応が必要と院長が認めた場合</p> | <p>ア. 自主参集基準に基づき、会計年度任用職員を含む全職員の参集 イ. 給食及び医療事務に関わる業務委託業者</p> |
| <p>四次体制 (レベル3)</p> | <p>ア. 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合 イ. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 ウ. 噴火警戒レベル4（避難準備）以上発表時 エ. 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態」が発生した場合 オ. 暴風、暴風雪、大雨（土砂災害、浸水害）、大雪特別警報発表時 カ. 市民に対し「警戒レベル5緊急安全確保」発令時 キ. 複数の住家被害及び死者が想定される大規模災害発生時、緊急初療体制（トリアージエリア）の対応が必要と院長が認めた場合</p> | |

第3節 参集できる職員数算出のための想定

本計画では、次の想定により勤務時間外の地震発生時、参集可能な職員数を算出し、非常時優先業務の遂行に必要な職員の参集を図る。

職員数算出のための想定

| 項目 | 条件等 |
|---------|--------------------------------------|
| 災害発生時期 | 春季の日曜日午前中、天候は晴れ |
| 想定される地震 | 「糸魚川－静岡線（全体）」を震源とする地震 市内全域 最大震度6弱 |
| 参集職員 | 正職員及び会計年度任用職員 |
| 参集場所 | 助産所とうみ |
| 参集方法 | 徒歩 |

第4節 参集可能職員数の算出方法

職員数は会計年度任用職員を含めた8名を対象とした。

算出に当たり、想定される災害規模については「第3章 第3節 東御市における人的被害及び建物の被害想定」では、冬の平日午後7時に震度6弱の地震発生による被害を算出してあるが、本計画では休日自宅からの参集人員を算出するため前章のとおり春季の日曜日午前中の発災とした。

参集予測時間の算出方法は「市業務継続計画」と同じく、地震発生から家を出るまでの準備時間として30分を加算、参集方法は自家用車の使用はせず一番時間がかかると思われる徒歩とし、歩く速さは4km/時間として計算した。

時間別参集人員（令和6年10月1日現在）

| 部科室名 | 職員数 | 参集可能 人数 | 参集予測時間 | | | | |
|--------|-----|------------|--------|-----|-----|-----|------|
| | | | 1時間 | 2時間 | 4時間 | 6時間 | 6時間超 |
| 助産所とうみ | 8 | 6 | 1 | | 5 | 2 | |

上記の算出結果から、4時間を越えてしまう（通勤距離15km以上）職員については災害発生直後の参集は不可能とし除外した。

また、算出した4時間以下の参集可能者の中でも、本人や家族の被災等のため参集不可能な職員の発生も考えられるため、連絡体制の構築を図っておく。

第5節 職員の参集

1 大規模災害発生時の職員の対応

職員は、連絡網等で緊急招集がかかった場合や、「災害対応マニュアル 第3章 第2節 自主参集基準」に示す災害が発生した場合には、二次災害に注意し参集する。

緊急招集がかかった場合でも、災害により勤務先への参集が困難な場合は、上席者に連絡し自宅待機とする。

参集方法については、災害により道路が寸断され通行できないことや、渋滞により緊急車両の通行に支障をきたす場合があるため、原則自家用車の使用はせずバイクや自転車もしくは徒歩での参集とする。

災害発生が夜間の場合は、被害状況も分からず徒歩等で参集することで二次災害を招く危険性が高いため、その旨を上席者に連絡し指示を仰ぐ。

2 参集の準備

職員は被災下であっても参集できるよう平時から参集手段を確保し、安全な参集

経路の確認を検討しておく。

3 必要品の持参

参集に当たっては、勤務時間の延長を想定し、可能な限り食料、飲料水、着替え等を持参する。

第6節 職員参集の課題

助産所職員のほとんどが市外居住のため、「第3章 第3節 東御市における人的被害及び建物の被害想定」での想定が当てはまらず、直接的被害がない職員であっても遠距離のため参集に4時間を越えてしまい参集できない可能性が高く、夜勤職員が継続的に業務を続ける可能性がある。

第7節 緊急連絡網の整備

大規模災害発生時は、「災害対応マニュアル」に基づき、短時間のうちに三次体制や四次体制に移行することになるが、災害対策本部の決定事項を迅速に職員へ伝えることにより、職員や周辺の被災状況収集、さらに参集可能人員の集計が可能になる。

職員への連絡手段としては、緊急連絡網・安否確認システム「オクレンジャー」をすでに運用しているが、職員内での緊急連絡網を整備する。

第7章 業務継続力向上のための対策

第1節 災害対策

1 地震対策

地震による建物の倒壊危険は極めて少ないと想定されるが、木造建造物であり、棚等の什器や検査機器の転倒により業務が制限される可能性があるため、平時から什器等の転倒防止措置を講じるようにする。

また、避難の妨げにならないよう、廊下へ物品を置かないようにする。

市民病院避難後の施設の再使用については、応急危険度判定の実施後とする。

* (株)長野県建築士会上小支部と東御市で、「災害時における応急危険度判定の協力に関する協定」を締結

2 洪水や土砂災害対策

これらの災害は事前の気象情報等を収集することで早めの対策が図れるため、TV、コミュニティFM、SNS、関係機関ホームページ等から情報を早めに収集する。

台風や大雨で浸水や土砂流入が想定される場合は、入所者を帰宅させるか、早めに市民病院への避難を検討する。

そのため、毎年一回、法で定められた避難確保計画に基づいた避難訓練を実施し、避難誘導、避難経路や非常持ち出し品の確認等を行っている。

また、入所予定者への連絡、上田医療センターとの連絡調整、災害対策本部を通じ助産所の業務について市民への情報公開を行う。

* (株)エフエムとうみと東御市で、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結

* (株)上田ケーブルビジョンと東御市で、「災害時におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送の要請に関する協定」を締結

3 火災の予防及び対策

消防法で定められた消防計画を整備するとともに、迅速な避難や初期消火に対応するため市民病院と緊急時の連絡体制を構築している。

また、入所者の避難誘導を安全かつ迅速に実施できるように、年二回の消防訓練を通じて職員に防火意識の向上を図っている。

4 各関係機関からの情報収集体制の確立

大規模災害時に密接な情報交換を図ることが出来るよう、災害対策本部や関係機関との連絡体制を構築するなど、協力体制の強化を図る。

第2節 業務遂行のための環境整備

1 施設の機能回復

非常時優先業務を遂行するためには、助産所が災害時においても通常時と同等の機能を保っていなければならない、万一被災した場合には、迅速に機能を回復させる必要がある。

そのため平時から施設機能回復の優先順位を検討しておく。

2 電源の確保

助産所の非常電源は次のとおり市民病院の非常電源を使用している。

そのため分娩中の停電にも対応可能である。

| | |
|--------------|-----------------------|
| 非常用発電機（市民病院） | 有（120kW） |
| 使用燃料 | A 重油（10,000L） 地下タンク貯蔵 |
| 稼働時間 | 72 時間以上 |
| 電力供給先 | 全階非常灯、各部屋赤コンセント |

* 中部電力(株)電力ネットワークカンパニーと東御市で、「災害時における相互協力に関する協定」を締結

* (一財)中部電気保安協会と東御市で、「災害時における電気の保安に関する協定」を締結

* 長野県石油商業組合小支部と東御市で、「災害時における燃料等の供給に関する協定」を締結

* (株)アドバンテックと東御市で、「災害時における避難所等への電力供給に関する協定」を締結

3 医療ガス

医療ガスは市民病院からの配管により使用。

酸素については、病院設置の4基のタンクに最大貯蓄がされている場合、業者による交換が途絶えても約2週間の使用が可能。

| 名称 | 数量 | 備考 |
|------------|------------------------|-------------------|
| 液体酸素（市民病院） | 168kg×4基 | 自然気化方式のため停電の影響はない |
| 吸引（市民病院） | 1000L タンク | 水封式ポンプ2基 |
| 酸素ボンベ | 0.5 m ³ ×2本 | 搬送用保育器、分娩室 |

4 食料、飲料水等の備蓄

入所者、職員用の食料については、市民病院備蓄のものを利用する。

勤務時間外に参集する場合は、水・食料や着替え等可能な限り持参できるようにあらかじめ準備しておくよう、職員に周知・徹底させる。

| 備蓄品名 | 備蓄量（市民病院） |
|-----------|--|
| 主食（アルファ米） | 1,500食（毎年300食） |
| レトルト食品 | 500食（毎年100食） |
| 飲料水 | 500ml ペットボトル 1,200本（毎年240本） 2L ペットボトル 300本（毎年60本） |
| 受水槽 | 39t + 30t （7日分） |

- * ㈱ツルヤ、㈱ヤオフクと東御市で、「災害時における物資の調達に関する協定」を締結
- * 北陸コカ・コーラボトリング、サントリービバレッジサービス㈱と東御市で、「災害時における飲料水等の供給に関する協定」を締結
- * 上田市上下水道事業管理者と東御市で、「給水援助協定」を締結
- * 小諸市と東御市で、「上水道緊急時の給水相互支援協定」を締結
- * 長野県水道協議会と東御市で、「水道施設災害等相互応援協定」を締結

5 簡易トイレの備蓄

地震等により上下水道途絶時にトイレの使用ができないことが想定され、長期化すると分娩業務にも影響を与えるため、災害発生時は病院備蓄の簡易トイレを使用する。

- * ㈱シーエスエスサービスと東御市で、「災害時における仮設トイレ設置業務等に関する協定」を締結
- * 長野県環境整備事業宇協同組合と東御市で、「し尿収集業務応援協定」を締結

第3節 執務環境について

1 職員の連絡網の整備および参集時における情報収集

災害発生時は電話が繋がり難いことが想定されるため、安否確認システム等を使い職員の安否確認や情報提供を行う。

また、災害発生直後の情報不足を補完するため、職員が主要幹線道路や橋りょうなどの重要なインフラの被害状況を確認しながら参集時に情報収集に努めるよう予め徹底するものとする。

- * 緊急連絡網・安否確認システム「オクレンジャー」運用済

2 職員の健康管理

大規模災害発生時は休憩時間の確保が困難になることが想定される。

特に助産所は職員数も限られているため、災害対策本部と協議し、職員の勤務が長時間にわたらないように交替の職員を配置し、職員に休憩をとらせるなど健康に配慮する。

職員同士もメンタル面に注意を図り、カウンセリングを受けさせるなどしてメンタル面の不調を早期発見できるよう協力する。

3 仮眠、休憩場所の確保

災害の規模によっては災害対応の長期化が懸念され、職員の帰宅が困難になり、連続的な勤務になってしまう可能性がある。

勤務班と休憩班を分けて交互に勤務に当たる交替勤務制がとれるようにし、助産所内の居室等も利用し職員の仮眠、休憩場所を確保する。

4 非常持ち出し品の再確認

災害発生時には、避難及び避難誘導等の人命が最優先であるが、業務の継続を図るため「災害対応マニュアル 第7章 関連資料 2 非常持ち出し物品」の確認を定期的に行い、必要な見直しを行う。

5 什器等の転倒防止

助産所内に設置している書類棚、OA 機器、ロッカー等の転倒による入居者や職員の負傷防止や、避難ルートの確保を図るため什器等の転倒防止対策を推進するとともに、転倒した場合においても、人的被害が軽減できるよう配置等を工夫する。

新たに什器等を導入する場合には、導入時に転倒防止措置を講じる。

第8章 非常時優先業務

ここでは、非常時優先業務及び休止業務について記載します。

非常時優先業務とは、災害応急対策業務と一般重要継続業務をいいます。

(1) 災害応急対策業務

災害発生に伴い、新たに対応が必要になる業務。

(2) 一般重要継続業務

- ・一般重要継続業務は、市民の安全や生活の維持のために必要不可欠な業務
- ・業務開始目標時間の欄中「●」は、業務を開始する目標時間を表す

1 災害応急対策業務

| 分掌業務 | 具体的な業務内容 | ※ 業務開始目標時間（以内） | | | | | |
|------------------|-------------------------------------|----------------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|
| | | 3 時 間 | 1 日 | 3 日 | 1 週 間 | 2 週 間 | 1 ヶ 月 |
| ①災害応急対応に関すること | 避難準備品、避難場所の準備 | ● | | | | | |
| | 入所患者の避難誘導 | ● | | | | | |
| | 避難所等での分娩介助 | | | | ● | | |
| | 避難所等での産前産後ケア | | | | ● | | |
| ②他機関との連絡調整に関すること | 経過観察できない入所患者（前期破水、分娩遷延など）の他院への受入れ調整 | ● | | | | | |

2 一般重要継続業務

| 分掌業務 | 具体的な業務内容 | ※ 業務開始目標時間（以内） | | | | | |
|----------------|-----------------|----------------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|
| | | 3 時 間 | 1 日 | 3 日 | 1 週 間 | 2 週 間 | 1 ヶ 月 |
| ①入所患者の看護に関すること | 分娩進行中患者の継続的看護 | ● | | | | | |
| | 入所中の母子の継続支援 | ● | | | | | |
| | 帰宅可能な入所患者への退院指導 | ● | | | | | |
| ②外来診療に関すること | 外来予約患者への連絡 | | ● | | | | |
| | 他の医療機関への依頼 | | ● | | | | |

3 休止業務

- ①外来診療と予約に関すること
- ②各種学級の開催に関すること
- ③入所者のケア（入浴、状況により沐浴など）に関すること
- ④学生受け入れに関すること

*** 関連する計画等 ***

- 東御市地域防災計画 （東御市：令和6年3月改正）
- 東御市業務継続計画 （東御市：令和6年6月改正）
- 東御市国土強靱化計画 （東御市：令和6年2月改正）
- 東御市国民保護計画 （東御市：平成31年2月改正）
- 東御市避難所・災害ハザードマップ （東御市：令和4年3月改正）
- 助産所とうみ災害対応マニュアル （令和6年12月作成）
- 東御市民病院災害対応マニュアル （令和6年11月作成）
- 東御市民病院業務継続計画 （令和6年 月作成）
- 東御市民病院感染対策マニュアル （令和元年9月作成）
- 長野県地震被害想定調査報告書 （長野県：平成27年3月）
- 浅間山火山防災マップ （浅間山火山防災協議会：平成30年3月作成）

** 改定経過 **

初 版 令和7年2月 医療事務部医療安全係作成